

## 第2章 本市の情勢と課題

### 第1節 本市の情勢

#### 1 本市の現状

##### (1) 位置・面積

本市は、滋賀県南部、琵琶湖の東南部に位置し、南西は草津市、南東は栗東市、北東は野洲市、北西は琵琶湖に接した、人口 84,131 人、世帯数 33,198 世帯（令和 2 年 9 月 30 日住民基本台帳）の都市です。

また、鈴鹿山系に源を発する野洲川によって形成された沖積平野で、東部から西部に向かって緩やかな傾斜をなす平坦地で、面積は、55.74 ㎩であり、滋賀県全体（4,017.38 ㎩）のおよそ 1/100（1.4%）を占めています。

本市の主要な交通網としては、近隣市における国道 1 号線および 8 号線ならびに名神高速道路栗東インターチェンジに近く、鉄道においては京都まで約 30 分、大阪まで約 1 時間と都市近郊に位置しています。

さらに、都市近郊という地理条件を活かし、ベッドタウンとして毎年人口が増加しています。

##### (2) 地勢

本市の広ぼうは、東西 8.4km、南北 12.2km からなり、海拔は最高 106.1m、最低は 83.7m の地域にあり、山はありません。

市域から琵琶湖に流れ込む野洲川は、琵琶湖に流入する滋賀県最大の河川であり、かつての野洲川は天井川で、これまで幾度となく水害をもたらした暴れ川でした。北流と南流に分かれていましたが、昭和 54 年に新放水路に暫定通水され、現在の新しい野洲川として生まれ変わりました。

旧野洲川の南北流廃川敷地や湖岸では、野洲川地区県営畑地帯開発整備事業により約 137ha の優良農地が造成され、現在、果樹や野菜などの営農がなされています。

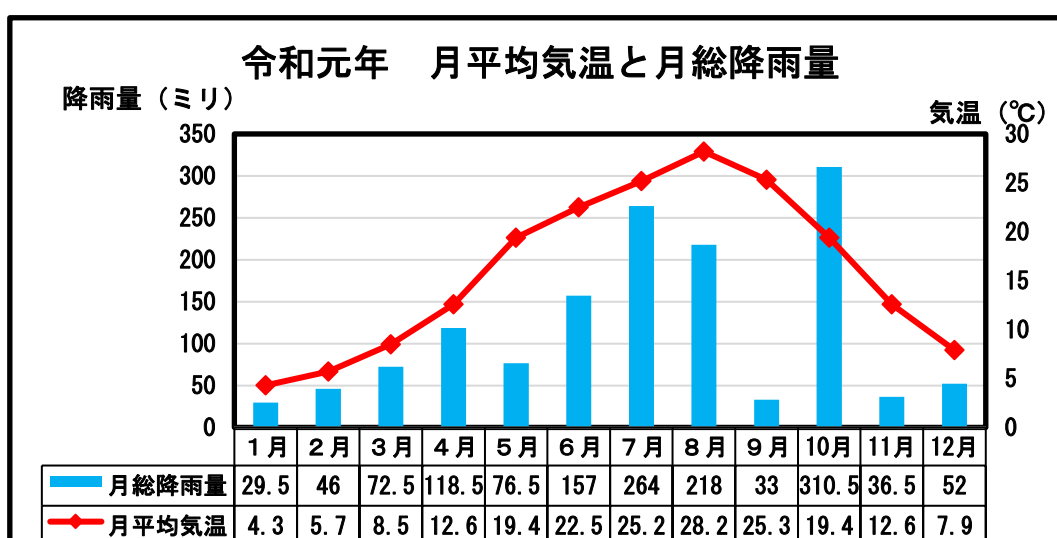
### (3) 気候

本市は湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候を示し、県内の中でも比較的温暖で、冬季の降雪量も少なく、恵まれた気象条件を有しています。

通年の降水量については、梅雨時期の6月から7月および台風時期の9月が多い状況ですが、令和元年は9月が大幅に減少し、10月は大幅に増大しました。こうした気候変動やゲリラ豪雨による農業被害が懸念されるところです。

降雪量は、県北部の多雪地帯と大きな相違がありますが、市内での降雪量は野洲川堤防を境に北部でやや多い傾向にあります。

本市は一面の平地であるため、湖岸と内陸では琵琶湖の気温緩和作用の影響を受けて気温、降水量にわずかな差があります。



(令和2年消防年報 湖南広域消防局)

### (4) 地質・土壌

地質は、陸地（東）から湖岸（西）に向け洪積層、沖積層（基準的地盤）、沖積層（著しく軟弱）、埋立地となっています。その分布は野洲川沿岸と旧北流地域では砂礫層、野洲川と草津川に囲まれた地域では砂質堆積物、野洲川砂礫層の下流部では砂質堆積物という特徴があります。

土壌は、野洲川やその旧河道にあたる低地沿いに粒土組成の粗い砂質土（礫土）や砂質の土壌（砂土・砂質壤土）が、また河道から離れた後背湿地にあたる所には細粒土壌（壤土、シルト質壤土）や粘土質土壌（埴土）が、さらに中間地帯に中粒土壌（壤土）が帯状に分布しています。

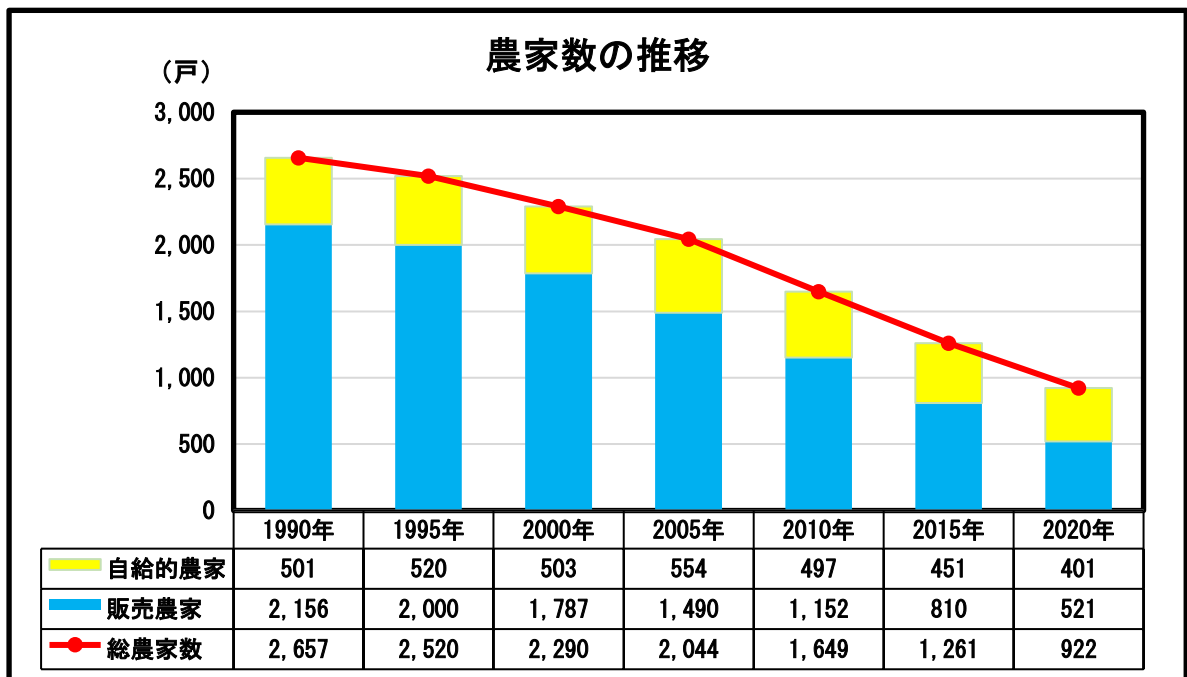
## 2 農業の現状

### (1) 農家の現況

#### 1) 農家数

総農家数は減少しており、1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると1,735戸（65.3%）減少し、30年間で総農家数は半分以下となっています。減少した農家の大半が販売農家であり、2005年（平成17年）以降、急激に減少しており、農家数の推移は販売農家の動向に大きく左右されています。

2020年（令和2年）の農家別構成比をみると、販売農家が56.5%（521戸）、自給的農家が43.5%（401戸）となっており、販売農家が全体の半数近くにまで減少しています。また、本市全体では販売農家および自給的農家ともに大きく減少しています。



（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

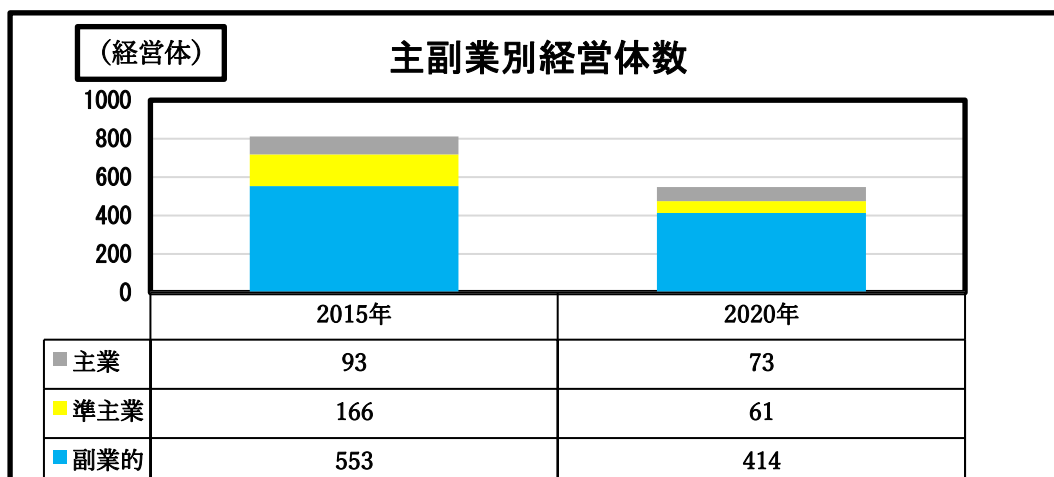
※農家…経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯

※販売農家…経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

※自給的農家…経営耕地面積が30a未満で、かつ1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

## 2) 主副業別農業経営体数

2020年農林業センサスより「専兼業別農家数」の調査項目がなくなったため、「主副業別農業経営体数」を比較すると、2015年（平成27年）と2020年（令和2年）では、「主業経営体」、「準主業経営体」、「副業的経営体」のすべてにおいて減少しています。その中でも、「準主業経営体」は、166経営体から61経営体となり、105経営体（63.3%）減少し、半数以下となっています。

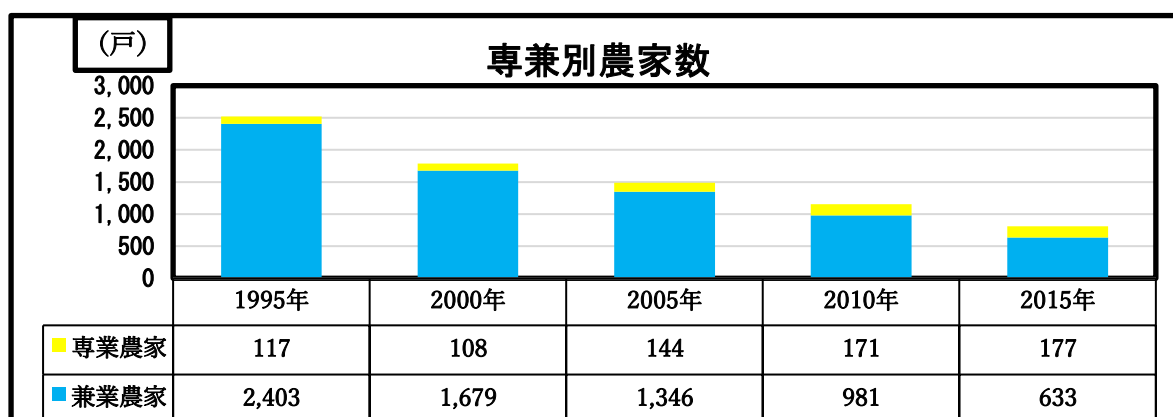


（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

- ※主業経営体…農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※準主業経営体…農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- ※副業的経営体…自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

### < 参考 >



（農林業センサスより）

- ※専業農家…世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
- ※兼業農家…世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

## (2) 土地の利用状況

### 1) 経営耕地面積

#### ① 経営耕地面積

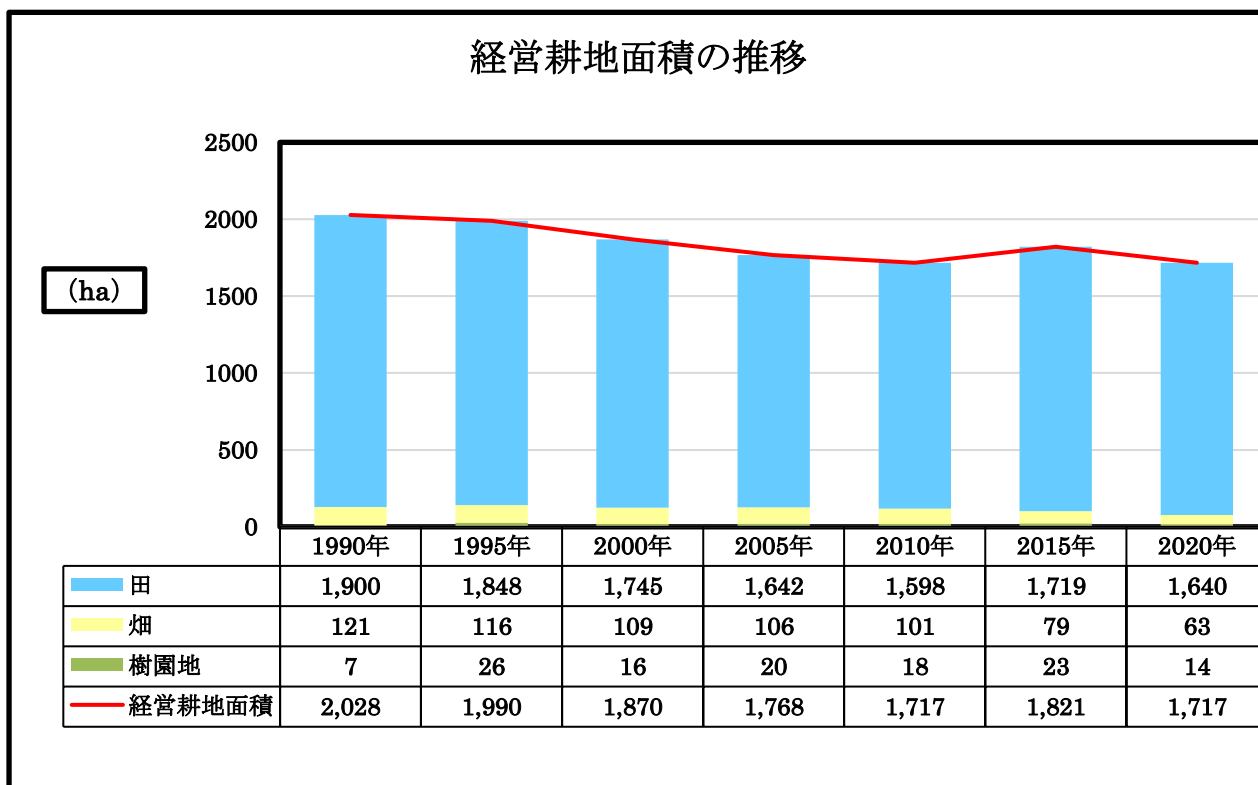
経営耕地面積は年々減少傾向にあり、1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると311ha（15.3%）減少しています。面積では、田の減少が260haで最も多くなっていますが、減少率からみると田が13.7%、畑が47.9%と減少しており、畑の減少割合が高くなっています。

また、樹園地は1995年（平成7年）より12ha（46.1%）減少しています。

田の面積が2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて121ha増加しており、主な要因としては集落営農組織<sup>※</sup>や大規模農家、㈱アグリサポートおうみ富士への農地集積・集約が図られたことによるものです。

一方、2015年（平成27年）から2020年（令和2年）にかけては79ha減少しており、主な要因としては、農地転用などの改廃によるものです。

2020年（令和2年）の地目別の構成比をみると、田が95.5%（1,640ha）、畑が3.7%（63ha）、樹園地が0.8%（14ha）で、田がほとんどを占めています。



（農林業センサスより）

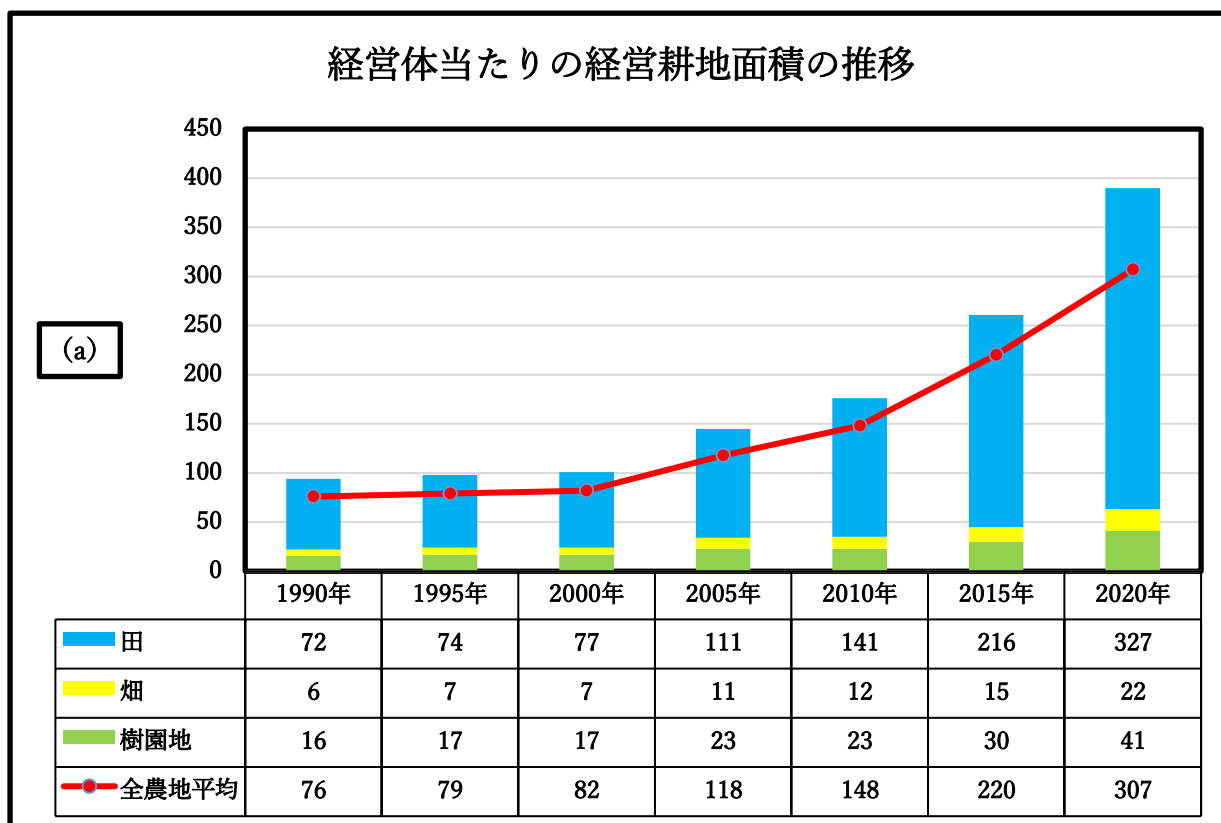
2020年の数値は「概数値」です。

※経営耕地面積…農林業経営体<sup>※</sup>が経営する耕地（田、畑及び樹園地）で自作地と借入耕地の合計の面積

## ②経営体当たりの経営耕地面積

経営体当たりの経営耕地面積は、1990年（平成2年）から2000年（平成12年）まで微増傾向でしたが、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）にかけては集中的に増加しており、担い手<sup>\*</sup>への農地集積が進んでいる状況です。

地目別に1990年（平成2年）と2020年（令和2年）を比較すると、田が72aから372a（454.2%）、畑が6aから22a（366.7%）、樹園地が16aから41a（256.3%）の増加となっています。



（農林業センサスより）

2020年の数値は「概数値」です。

## 2) 農業生産基盤

本市は、昭和 30 年代ごろから基盤整備が行われ、令和 2 年末時点で 1,524.3ha の整備が完了しています。

また、本市では、河川の水はすべて琵琶湖に流れており、市域の上流部は主に野洲川の石部頭首工からの用水によって、下流部は琵琶湖から揚水機により取水することで農業をされています。

なお、基盤整備の整備率および実施状況は、次のとおりです。

### ○基盤整備率

(単位：ha、%)

農業振興地域 <sup>※</sup> 内農地面積 (A)	農用地区域 (青地)面積 (B)	基盤整備済 面積(C)	基盤整備未 実施面積(D)	整備率 (農振区域) $E = C / A \times 100$	整備率 (農用地区域) $F = C / B \times 100$
1,866.9	1,597.8	1,524.3	73.5	81.6	95.4

(令和元年度守山農業振興地域整備計画<sup>※</sup>管理状況報告書より)

※平成 28 年度に守山農業振興地域整備計画の全体見直しを行いました。

### ○農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

#### (1) ほ場整備

事業種目	地区名	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
農業構造改善事業	洲本	71.3	67,075	ほ場整備 71.3ha	法竜川沿岸土地改良区	S38 ~ S40
団体営ほ場整備事業	大曲	72.3	34,213	区画整理 69.5ha	法竜川沿岸土地改良区	S36 ~ S41
団体営農業構造改善事業	木浜	74.0	152,828	ほ場整備 74.0ha	木浜土地改良区	S41 ~ S43
県営干拓地等農地整備事業	木浜	74.3	175,888	区画整理 68.9ha	滋賀県	S44 ~ S47
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅰ期	130.4 (640)	2,320,000	区画整理 640ha	滋賀県	S45 ~ S61
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅱ期	446	2,238,000	区画整理 446ha	滋賀県	S46 ~ S60
団体営矢島地区整備事業	矢島	129.1	431,840	区画整理 129.1ha	法竜川沿岸土地改良区	S47 ~ S54
県営ほ場整備事業	守山南部	349.0	2,627,000	区画整理 349ha	滋賀県	S48 ~ H3
地域農業拠点整備事業	石田	9.3	40,000	ほ場整備 9.3ha	石田共同施行体	S61 ~ S62
県営畑地帯開発整備事業	野洲川	107.0	2,080,000	農地造成	滋賀県	H2 ~ H16
集落地域整備事業	欲賀	53.2	444,300	生産基盤、環境基盤	守山市	H3 ~ H9

(注) 受益面積のうち( )は他市を含む合計面積

(2) 用排水路整備

事業種目	地区名	受益面積 Ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
県営かんがい排水事業	法竜川	673.0	281,484	放水路 L=157.4m 幹線排水 L=3,463m 排水樋門 1カ所 井堰 2ヶ所 支線排水路	滋賀県	S33 ~ S42
県営かんがい排水事業	野洲川	542.0 (2,209)	6,236,000	揚水機 φ900× 700KW×4台 送水路 L=33,353m	滋賀県	S46 ~ S62
県営かんがい排水事業	守山南部	493.0	2,167,000	揚水機及び導水路 1カ所3台 L=640m 送水路 L=13,213m	滋賀県	S48 ~ H4
県営かんがい排水事業	野洲川下流	542.0 (2,209)	1,244,860	揚水機場建屋補修、 第1段揚水機場、第 2段揚水機場揚水機 設備・電気設備補 修、集中監視制御シ ステム更新、送水管 路設備補修	滋賀県	H5 ~ H10
県営かんがい排水事業	野洲川下流Ⅱ期	542.0 (2,209)	606,624	第1段揚水機場、第 2段揚水機場揚水機 設備・電気設備補 修、集中監視制御シ ステム更新、送水管 路設備補修	滋賀県	H7 ~ H11
県営かんがい排水事業	野洲川下流Ⅲ期	542.0 (2,209)	416,100	第1段揚水機場電気 設備更新、高木調整 池補修、送水管路設 備補修	滋賀県	H12 ~ H15
県営かんがい排水事業	野洲川沿岸Ⅱ期	130.0 (1,007)	2,513,000	幹線水路・支線水路 ・末端水路の改修 水管理システムの導 入	滋賀県	H13 ~ H27
県営かんがい排水事業	守山南部	471.0	1,024,595	水管理システム更新 1式	滋賀県	H15 ~ H20
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜	60.0	72,300	3号幹線用水路改修 L=1451m	木浜土地改良区	H20 ~ H22
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	野洲川下流 揚水機場	542.0 (2,209)	182,306	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備 改修 1式	滋賀県	H21 ~ H23
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	今浜	165.0	192,530	今浜第2号幹線排水 路改修 L=896.7m	滋賀県	H21 ~ H23
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜2期	44.0	25,744	2号幹線用水路改修 L=1,035m	木浜土地改良区	H24
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	洲本町開発	54.3	59,425	用水路改 L=1,115m 揚水ポンプ改修1基	法竜川沿岸土地改 良区	H25 ~ H28
県営かんがい排水事業 (農業水利施設保全合理化事業)	野洲川下流2期	513.5 (2,079)	539,225	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備 改修 1式	滋賀県	H25 ~ H29

(注) 受益面積のうち( )は他市を含む合計面積

(参考:平成29年3月守山農業振興地域整備計画書基礎資料)



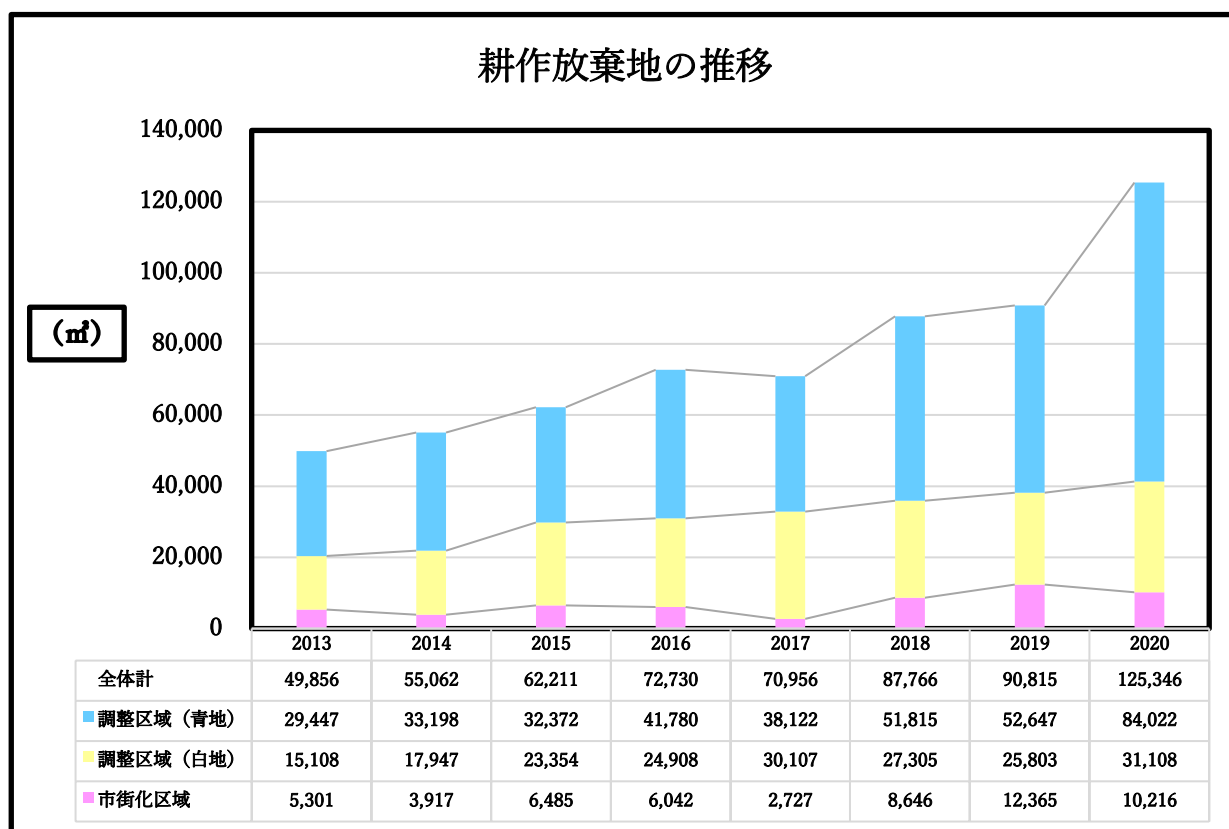
### 3) 耕作放棄地<sup>※</sup>

本市における耕作放棄地対策として、農業委員会をはじめ地域の農業組合が協力して、その発生防止や解消に取り組んでこられました。

しかし、耕作放棄地は年々増加傾向にあり、2020年は約35,000㎡(3.5ha)の耕作放棄地が新たに確認されました。

農業委員会の利用状況調査(農地パトロール)による増加の分析として、市街化調整区域<sup>※</sup>においては、集落の人口減少や高齢化による農業意欲の減退が主な要因であるとされています。

さらに、旧野洲川畑地帯(南流・北流・湖岸工区)についても、耕作放棄地が増大しており、新規参入希望者も散見されるものの、長年の遊休化により農地への復元に相当の労力が必要であることが、参入への障壁となっています。



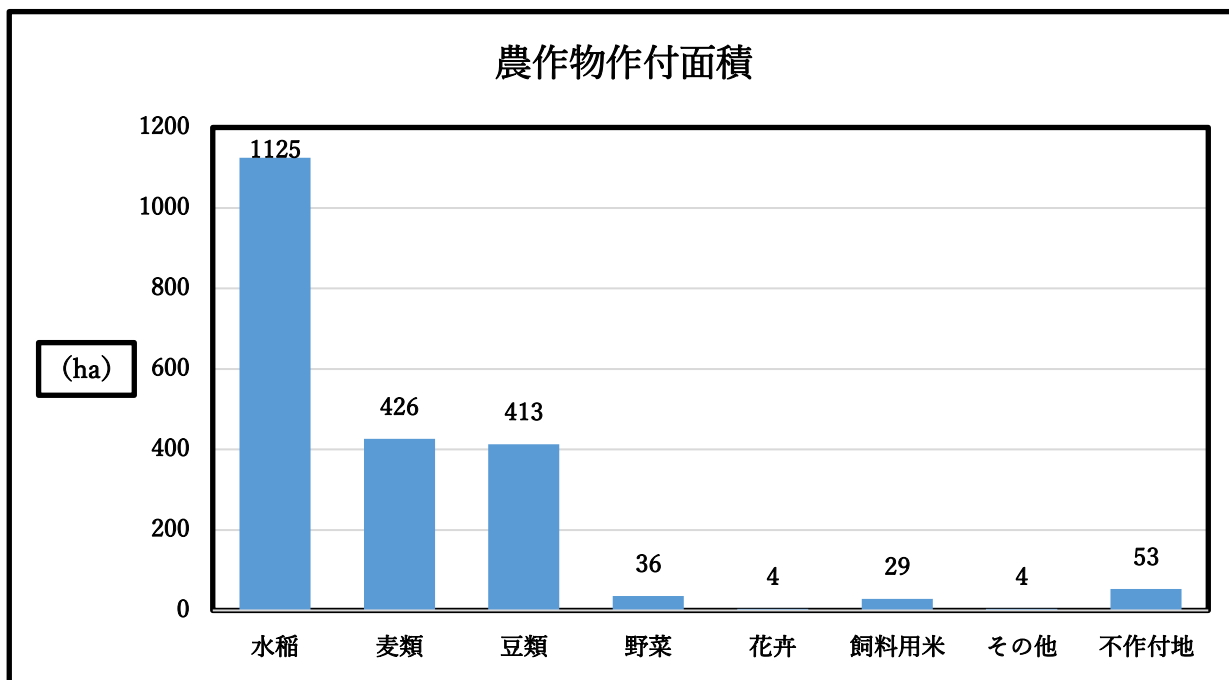
(守山市農業委員会農地利用状況調査結果より)

### (3) 農業生産の現状

#### 1) 水田における農作物作付面積（本市の農業者による作物の作付面積）

作物別作付面積をみると、水稲が 1,125ha（53.8%）で最も多く、次いで麦類が 426ha（20.4%）、豆類が 413ha（19.8%）、野菜が 36ha（1.7%）の順となっています。

団地化による生産調整の取組みにより、麦・大豆における輪作体系が構築され、小麦跡大豆の作付けが基本となっています。



（令和元年度守山市農業再生協議会資料より）

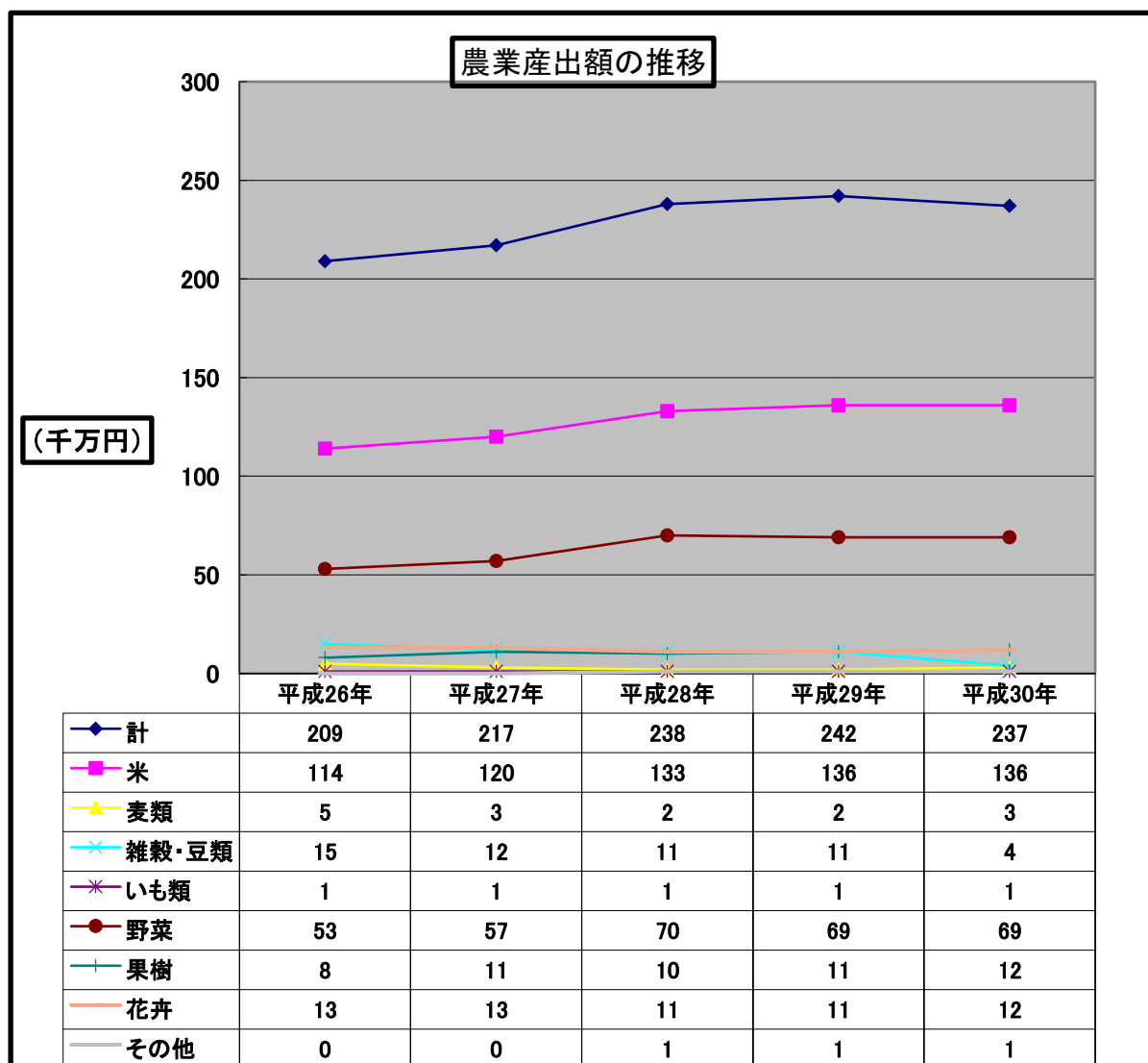
※年間を通して作付されている作物面積のため、守山市全体の面積と合致しない。

※守山市農業再生協議会資料は、耕作者ベースが基本であるため、守山市在住者が市外で作付した面積が加算され、市外からの入作者の面積はカウントされない。

## 2) 農業産出額

農業産出額は平成26年度から微増傾向で、特に米、野菜の増加が見受けられますが、近年横ばいとなっています。

平成29年の農業産出額の合計は242千万円で、最も多い品目は米、次いで野菜となっており、上位2位の品目で84.7%を占めています。



【農林水産省統計部「市町村別農業産出額」(推計)より】

※合計値は、端数調整から合計が一致しない場合があります。

### 3) 認定農業者※の推移

本市の認定農業者数は令和2年3月末現在で86経営体となっています。平成27年3月末現在と比較すると減少しています。

認定農業者数は、速野学区が一番多く、全体の32.5%を占めており、耕地面積では464.1haで総耕地面積1,930haの24.0%を占めています。認定農業者数全体では、経営耕地面積は1,165.1haで、総耕地面積の60.3%を占めています。

#### ○平成27年3月末と令和2年3月末の認定農業者の比較

住所等所在学区	平成27年(2015年)3月末		令和2年(2020年)3月末	
	認定農業者数	耕地面積	認定農業者数	耕地面積
守山・吉身学区	2	2.7ha	3	1.0ha
小津学区	11	63.6ha	7	105.3ha
玉津学区	21	254.4ha	17	293.5ha
河西学区	9	81.7ha	13	87.4ha
速野学区	35	332.9ha	28	464.1ha
中洲学区	17	178.7ha	16	207.6ha
市外	0	0ha	2	6.2ha
計	95	914.0ha	86	1,165.1ha

(農政課調べ：令和2年3月末現在)

※耕地面積は各認定農業者が所有又は借入、作業受託されている農地面積で、かつ市内の農地のみを計上。

注) 総耕地面積は、令和元年度農林水産統計年報を用いている。

#### 4) 環境こだわり農産物<sup>※</sup>の生産状況

本市は、滋賀県が農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指して制定された環境こだわり農業推進条例に基づき展開されている「環境こだわり農産物」の認証制度を活用し、環境と調和のとれた農業生産の確保と安全・安心な農産物を消費者に提供するなどの取り組みを推進しています。

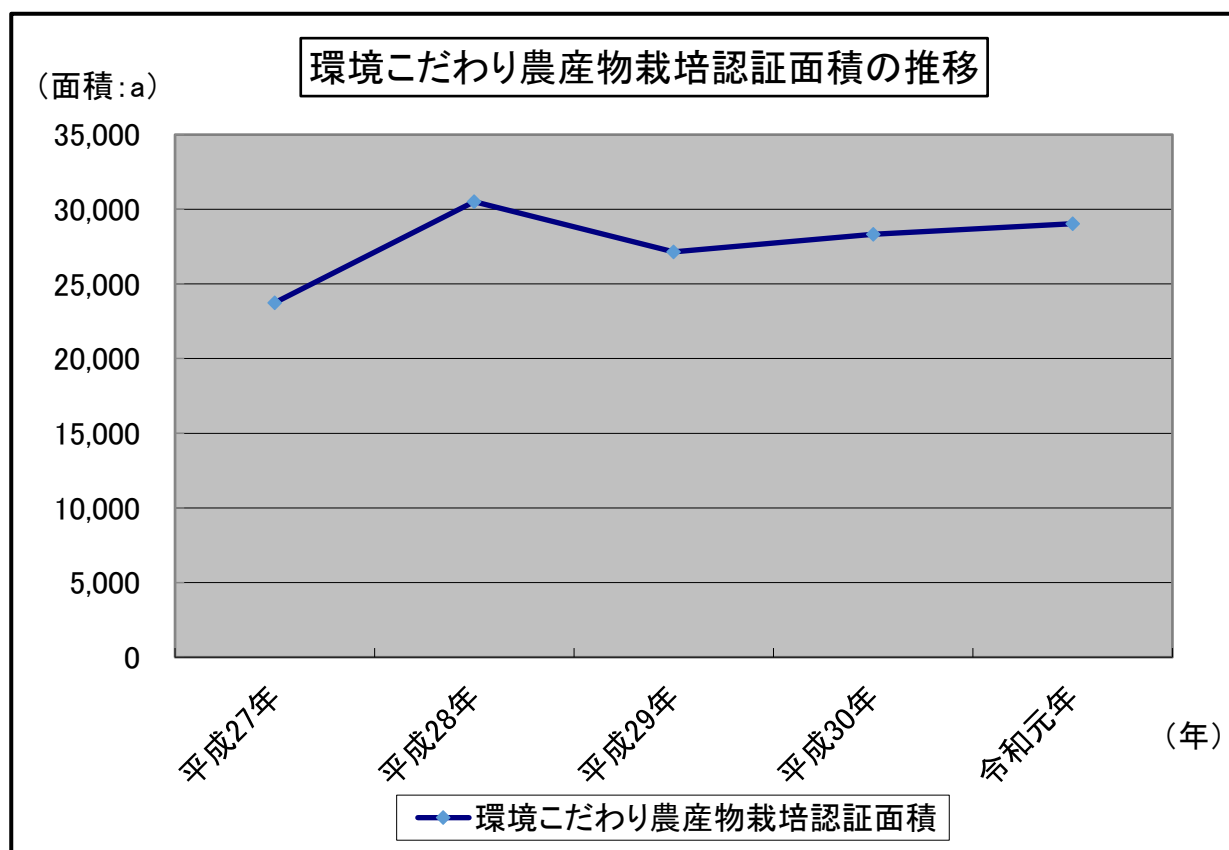
環境こだわり農産物の栽培面積は、平成 28 年から平成 29 年にかけて減少したものの、平成 30 年からは少しずつ増加してきています。

市内では、水稻をはじめ野菜・果樹など、様々な品目で環境こだわり農産物の取り組みが進んでいます。

#### ○環境こだわり農産物栽培認証面積

(単位：a)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
栽培面積	23,745	30,512	27,155	28,337	29,030



(農政課調べ)

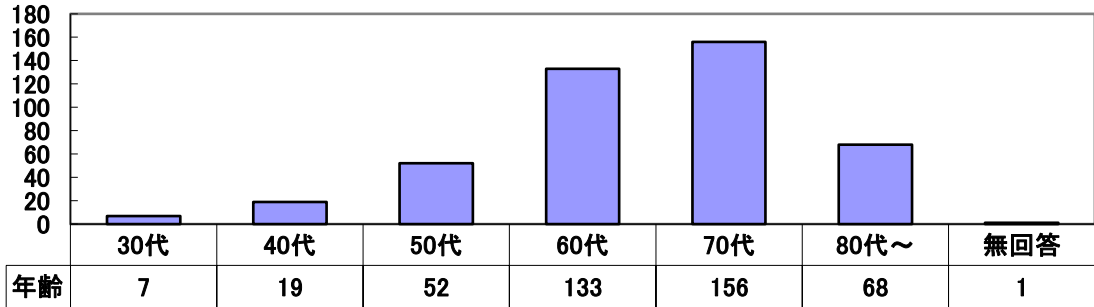
### 5) 地域農業の将来に関するアンケート調査の実施結果

<実施期間> 令和2年6月26日から令和2年7月10日まで

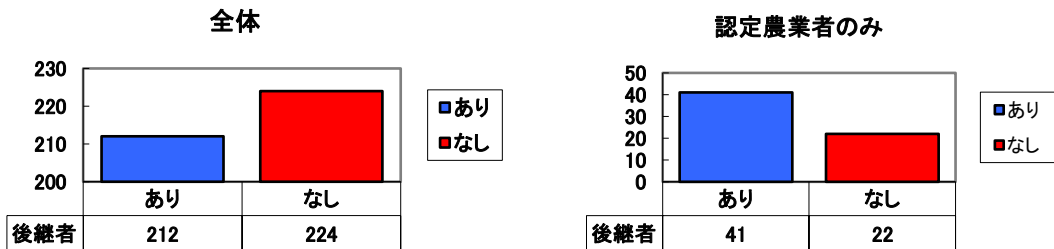
<対象者> 人・農地プラン\*策定済の地域で、3,000㎡以上耕作されている方

<対象者数> 715件      <回答数> 434件(回答率60.7%)

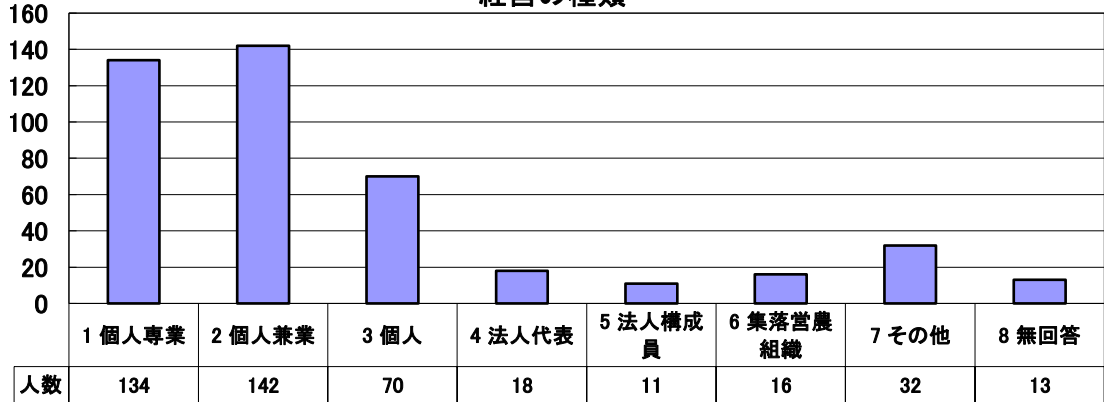
#### アンケート回答者年齢



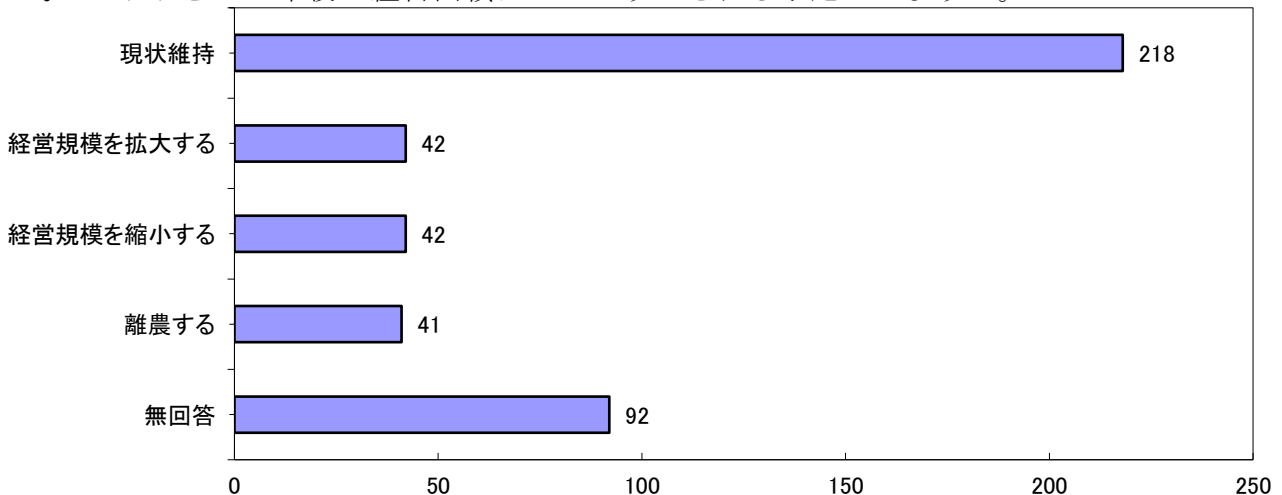
#### 後継者の有無



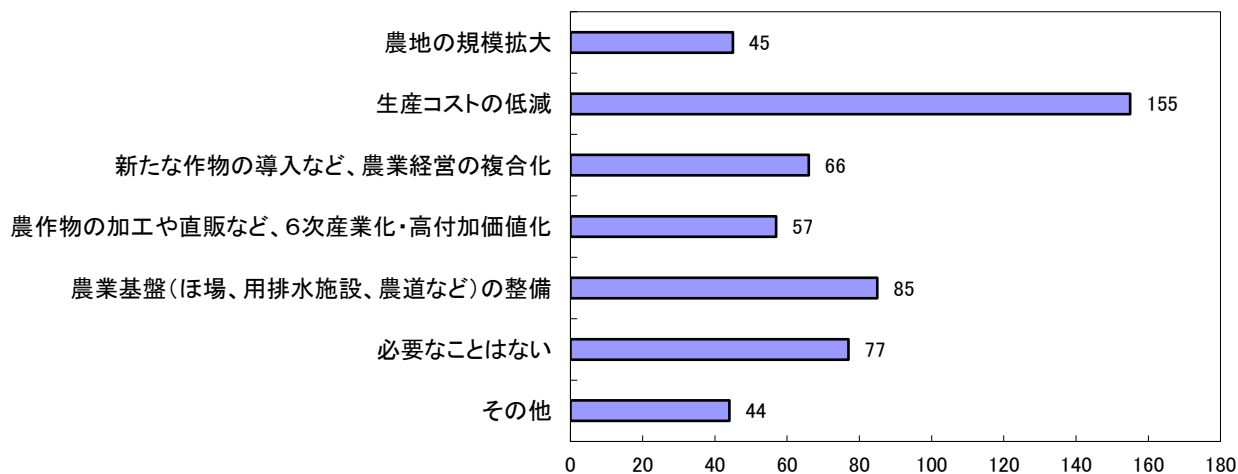
#### 経営の種類



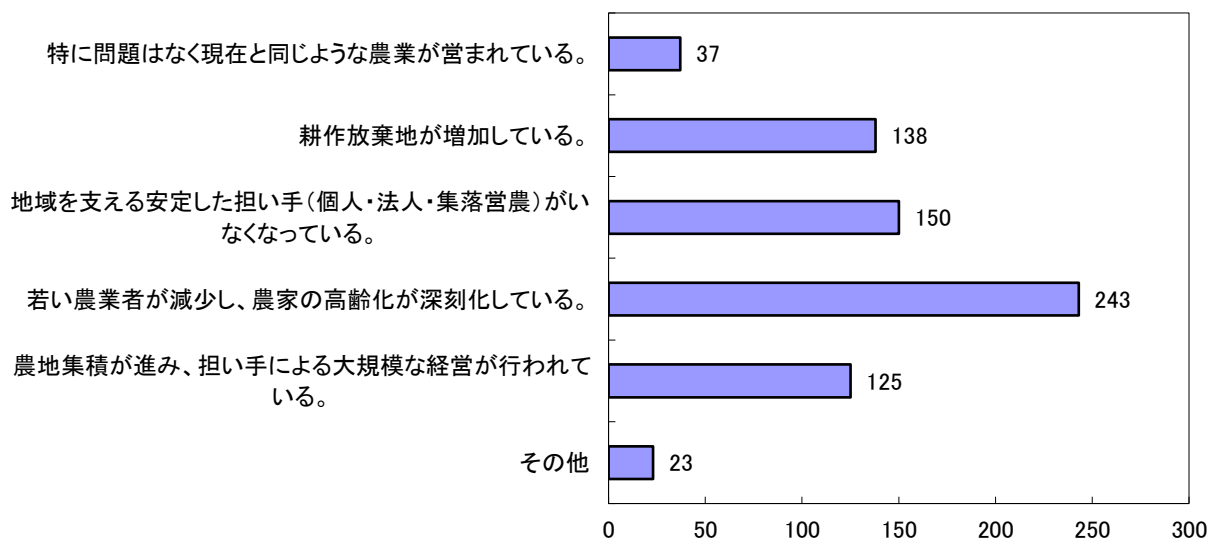
Q1 おおむね5年後の経営面積はどのようにされる予定でしょうか。



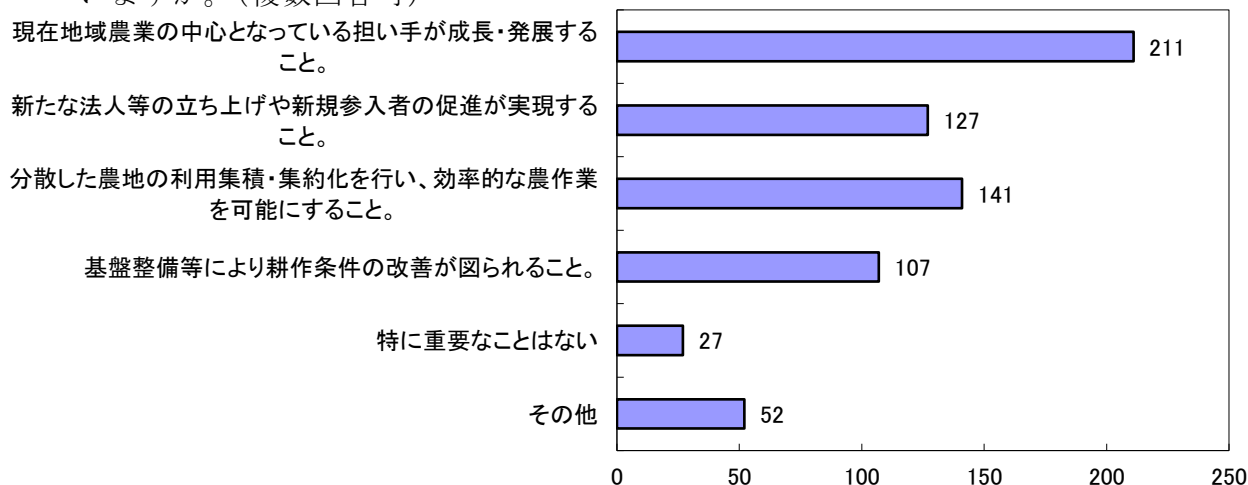
Q 2 今後のご自身の農業経営のために必要と考える取組みを教えてください。(複数選択可)



Q 3 あなたの集落の農地や農業者の状況は、10年後どのようになっていると思いますか。(複数回答可)



Q 4 あなたの集落の農業が、続いていくためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答可)



## 第2節 農業の課題

### ○農業者の高齢化、後継者不足等による担い手の育成・確保

「地域農業の将来に関するアンケート調査」の回答者の内、60歳以上の耕作者は8割を超え、農業者の高齢化が顕著になっており、後継者の有無についても約半数の方が後継者のいない状況です。

主な担い手となる認定農業者については、平成27年3月末の95経営体から令和2年3月末には86経営体となり、9経営体減少しています。

集落営農組織や農業法人\*については、組合員や機械を扱うオペレーターの高齢化、さらには、農業法人における雇用の確保が難しい状況です。

このような中、今後の本市の農業の中心となる多様な担い手の育成と確保が重要な課題となっています。

### ○中小規模農家の持続化

大規模農家への農地の集積・集約により、離農者が増え農家数が減少しています。一方で、営農意欲ある中小規模農家が継続して農業に取り組める農業施策の研究も必要です。

### ○新規就農者\*の育成・確保

農業者の減少や高齢化が進む中、新たに本市農業を生業として担っていただける、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保が必要です。

### ○耕作放棄地の解消

耕作放棄地が増加しており、発生防止・解消に向けた施策が必要です。

### ○更なる農地の集積と農地の分散解消に向けた集約化

担い手への農用地利用集積率は、72.1%（令和2年3月末）となっており、全国の集積率57.1%と比較すると本市は高い集積率となります。今後は、国の目標集積率80%を目指すとともに、分散している農地の集約化を進める必要があります。

### ○農業生産基盤の老朽化への対応

基盤整備事業によって整備された揚水機場、用排水路および農道等は整備後40年以上経過し、老朽化が進んでおり、揚水機の故障や漏水事故などの突発事故が多発しています。

これらの施設が故障すれば農業生産に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設の管理者による施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要となります。



### ○産地(ブランド)の形成

特産品である「モリヤマメロン」やもりやまフルーツランドにおける「ナシ」、「ブドウ」等の生産農家の後継者不足が顕著であり、新規就農者の育成や新たな担い手となりうる農業法人の確保により、産地(ブランド)の活性化を図る必要があります。

### ○消費者ニーズ\*に応える地域特性を活かした農産物の生産

安全で安心な農産物や地域で生産された旬の新鮮な農産物を求める消費者ニーズの高まりから、新鮮で安心できる農産物の安定供給や特産品・加工品の開発および販売体制を確立し、多様化する消費者ニーズに応えることが求められています。

### ○地産地消\*の推進

より多くの市民に市内農産物が浸透するような取組みが必要となります。

学校給食への更なる市内農産物の導入を進めるとともに、令和3年9月からの中学校給食の開始に向けて、市内農産物の生産拡大に向けて取り組む必要があります。

### ○更なる環境に優しい農業の推進(農業濁水防止等)

本市は、琵琶湖に面しており、琵琶湖や河川等の環境を保全するためにも、水田から発生する負荷を減らし、農業濁水流出防止に向けて一層取り組む必要があります。

稲わらや麦わらの無秩序な野焼きは、延焼や煙による周辺民家への影響が問題となっています。また、農業用廃ビニールの処理については、処理費用が高騰し、農家負担が増えています。

このような中、更なる環境に優しい農業の推進が求められています。

### ○自然災害への対応(台風・ゲリラ豪雨等)

近年、全国的に大規模災害が頻発する中で、本市においても平成29年および平成30年の台風により、パイプハウスの倒壊等の農業被害が発生しました。

今後も異常気象による自然災害の発生が想定されることから、被害を最小限に留めるための減災対策が必要になります。また、被害規模によっては、被災後の早期営農の再開に向けた緊急的な支援策を講じる必要があります。

### ○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、国内の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面する中、本市においても農産物生産者の売上減少など農業経営に影響が及びました。

このため、農産物の消費拡大を図るとともに、農業経営の継続に向けた支援策を講じる必要があります。